

富士見市基本構想策定ふじみ市民会議
第1回 まちづくり環境・建設部会 会議録

日時：平成21年11月17日(火) 午後7時～午後9時10分 場所：全員協議会室
--

出席状況

市民会議委員	浅野委員、井上委員、大相委員、尾形委員、齊藤委員、関野委員、千種委員、本多委員、柳下委員、横田委員（欠席1名）
庁内専門部会員	まちづくり環境部長、建設部長、道路交通課長 まちづくり推進課長、環境課長
事務局（政策財務課）	斉藤課長、古屋、平

傍聴者	1名
-----	----

内 容	
1 開 会 事務局	
2 あいさつ 市民会議委員部会長あいさつ／庁内専門部会部会長あいさつ	
3 市民会議委員／庁内専門部会員 紹介	
4 今後のスケジュールについて	
5 検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次富士見市基本構想後期基本計画の「取組み実績」と「今後の課題」について 市民会議検討資料の内容に沿って、大柱ごとに、目標、取組み実績、今後の課題について事務局から説明した後、検討を行い、委員からの質疑への対応や意見交換等を行った。
○質疑・意見	
第1章 自然と共生するまち	
<計画的な土地利用>	
委 員：旧暫定逆線引き地区という言葉の意味を教えてほしい。	
専門部会員：昭和45年に都市計画法に基づき、市街化を推進する地域（市街化区域）と市街化を抑制する地域（市街化調整区域）の線引きを行った。その後、市街化区域の中で、水子・諏訪の一部地区については、開発機運が高まらず、当分の間、計画的な市街地整備の見込みがない地区であると判断し、昭和59年に埼玉県独自の制	

度として、市街化調整区域に編入（線引き）したものである。

その後、計画的な整備や開発の見通し等が立った場合に、改めて市街化地域に再編入するという考え方である。

委員：中柱「農業的土地利用の推進」の達成度Bは、評価として甘いのではないか。

現状の農業振興地域整備計画に照らした農地利用に限定すると、少子高齢化が進むことは明らかであることから、農家の生活も考慮しながら、地域の特性を活かしたまちづくりや、担い手の育成等方策の強化が必要と考える。

農業を活かしたまちづくりについては、農業振興地域整備計画見直しの中で反映させてほしい。

委員：農業振興地域整備計画についてホームページで見ることができないので説明を。

事務局：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する計画であり、策定にあたっては、今後10年間の農地利用を考慮して計画を立案するものとしている。計画では農業の発展に必要な措置を集中的に行う土地として、ほぼ農業利用に限定される農用区域（青地）を設定している。（農業振興地域図面を委員に回覧）

専門部会員：委員の意見は、計画で農用区域に設定されていると、地域特性などを考慮したまちづくり等を検討する場合に柔軟な利用計画を立てにくいという考え方かと思われるが、農業に関する取組みについては、「農業の振興」という柱の部分でも議論することになるので、ご了承願いたい。

委員：水辺都市ゾーンの現状は。今後も推進する立場なのか。

専門部会員：第4次基本構想の後期基本計画に位置付けられているが、進捗が図られていないため第5次基本構想策定に向けては総合的な判断が必要となる。

現状では課題はあるものの推進という立場である。

委員：都市計画マスタープラン及び地区計画決定している5地区全ての地区計画に関する条例はホームページで見るとは可能か。

専門部会員：都市計画マスタープランは冊子のみであり、ホームページでは見ることはできない。地区計画に関する条例はホームページの例規集から見るができる。

（正式名称：富士見市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例）

委員：シティゾーンを農用区域から除外したとあるが、除外後の位置付けは。

専門部会員：市役所前の地域は大型商業施設の話があったところであり、その開発を前提に除外した経緯がある。市街化調整区域には変わらない。

委員：優良農地を保存し、地産地消などに活用するという内容は検討されるのか。

専門部会員：「農業の振興」という柱での議論となる。

<水と緑の保全と活用>

委員：幅が広い問題だが、担保性のある緑地をどのように確保していくのが最重要課題であると考え。緑の基本計画で示している数値等の検証が行われていない。緑地推移状況の資料様式を作成したので、次回までに数値をまとめてほしい。

現状は個人の土地に頼った形での緑地保全であり、決して緑が豊かというわけではない。横浜市では緑の市民税として年間1人あたり約千円を条例により徴収し、約30億円の財源を確保している。ベッドタウンという特色しかない富士見市が、これ以上緑地を減少させては何の特色も無いまちになってしまう。

財源の確保については今後どのような考えを持っているのか。

事務局：緑地保全基金に積立てを行い、実績としては鶴瀬西地区のむさしの緑地や鶴瀬東地区の貝戸の森等の買収を実施してきた。現状では社会保障費等の増大により投資的事業に計上できる経費が減少していることから、今後の買収については厳しい状況である。

委員：一般会計予算が約250億円ある中で、緑地保全基金への積立額が1千万円という額は少なすぎる。自然と共生するまちを目標とするのなら、予算の1%くらいは確保してほしい。

委員：緑を守っていくのも今後はなかなか難しい。地目で山林となっていれば、農地と違って開発等が可能であることから、地主としては斜面林などから真っ先に売却してしまう。緑地保全に対するしっかりとした施策が必要である。

専門部会員：市民1人あたりの都市公園面積は現在3.5㎡となっており、近隣では川越市の4.4㎡を除くと、ふじみ野市1.7㎡、志木市1.8㎡、新座市1.2㎡などと比べても高い数値ではある。

市としても限られた緑地を残す努力はしており、市街化区域内の緑地については、緑地保全の制度を活用し、ほぼ100%に近い保全が行われている。水子の逆線引き地域については、優良な緑地があることから、市街化区域に再編入となった場合の緑地保全についても検討をしていくこととしている。

委員：この柱の目標にある、自然環境の再生とは具体的にはどのようなことなのか。

専門部会員：びん沼自然公園などは再生にあたるのではないか。

委員：屋上緑化や壁面緑化など、特に規制等がないのであれば、一般家庭など様々な場所で取り組めば、単純に緑が増えるのではないか。

委員：緑の基本計画では、そのような取組みを進めることとしている。

委員：開発業者に対しての公園緑地に関する指導はどのようなものか。

専門部会員：3,000㎡を超える部分で指導を行っている。それ以下の面積でも、提供公園等は考えられるが、業者の負担を考えると難しい面がある。竹ノ内工業団地内には提供公園がある。

委員：少ない財源でどこの優先順位を高くするのか市の方針を。緑地の保全については市と連携できる部分は我々としても連携していきたい。

委員：緑を大事にするということが、市民にアピールできていないのではないか。例えば緑の募金も、それが最終的に緑地保全に使われることがあまり知られていない。周知を図り、市民の意識向上も必要である。

事務局：市民意識調査では、市の将来像として、31.5%の市民が水と緑の豊かなまちを挙げるなど、この部会で取り扱う内容がある程度重要な位置付けにある。基本計画も財源に裏打ちされた計画としたい。

<生活環境の保全>

委員：二酸化炭素の削減率は市庁舎だけの数値なのか。

専門部会員：公共施設のみデータである。一般家庭向けには環境家計簿の活用を啓発しているが、全世帯のデータを取ることは難しい。公共施設は数値が出るので、目標値を設定している。

委員：国や県は明確な目標値を出しており、市として市民を巻き込んだ取り組みを実施しないのか。数値で出されれば、目標を立てやすいし啓発にもなる。

専門部会員：数値化等を含め市レベルではまだ難しい。現状は啓発に努める段階である。

委員：最近トラクターの騒音や、少量の落ち葉を燃やしただけでも近隣から苦情が来る。市民生活に影響の出ない程度で実施しても過剰な反応があるのが現実なので、市として、公害監視体制の充実以前に、公害とそうでないものについての周知啓発など、農家が萎縮しないような対応をお願いしたい。

専門部会員：ご指摘のような苦情があった場合、職員が必ず現場に出向き、指導や周知等の対応を行っている。

委員：生ごみの堆肥化は、農家などは肥料として活用できるが、一般家庭ではほとんど使わない。活用のためのルートづくりなどが必要なのは。

専門部会員：一般家庭でも家庭菜園などで利用をお願いしたい。利用できない場合でも、堆肥化により水分が減るので、ごみの減量化にはつながっている。

委員：公害の苦情件数が減った理由は。

専門部会員：明確な理由は不明だが、例えば富士見川越道路の無料化に伴い、道路脇への不法投棄が増える可能性もあるなど新たな課題も出てくる。公害の内容としては春から夏にかけてはカラスやムクドリ、夏場はハチ、秋は野焼きというサイクルになっており、冬場は外出自体が減るので苦情も少なくなる。いずれにしても連絡があれば現場に出向いており、情報収集に努めている。

委員：提案になるが、農家、家庭菜園、公園、緑地と生ごみ堆肥化の取り組みを結びつけて、家庭からのごみが市全体の緑化や保全につながるというネットワークとしての活動をぜひ行ってほしい。

委員：課題の中で、清掃作業員の減少について、直営、委託の範囲を考慮した収集体制の見直しが必要とあるが、直営を減らすということか。

専門部会員：直営から委託へは、市の責任や収集計画等バランスを考慮しながら移行していくことになる。

事務局：定員適正化計画により定年退職者の減少分は不補充としていることから、今後も職員数は減少していくこととなる。全ての業務を正規職員で行っていくことは不可能である。正規職員でなくても可能な業務は民間等に任せることとなる。

委員：本日は第1章の検討を行った。今後のスケジュールでは年内の会議が2回の予定となっているが、全ての検討を終了するには3回くらい開催する可能性もあるということで委員各位にはご了解をお願いしたい。

6 次回会議日程

出席委員全員の日程調整により、11月26日（木）午後7時から開催とする。

会場は市役所庁舎内会議室。欠席委員へは事務局から連絡する。

7 閉会